

第68回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成30年11月8日（木） 14時15分～15時01分

場 所 広島大学法人本部棟4F会議室

出席者 学外委員：岡谷，北島，郷，白石，佃，結城の各委員
学内委員：越智，宮谷，相田，佐藤，山本，高田，木内，山田の各委員

欠席者 学外委員：苅田，ギナンジャー，國井，山西の各委員

列席者 渡邊副学長，古澤副学長，丸山副学長，寺本副学長，相原副学長，野上監事，栗栖監事，竹内学長補佐，土肥学長特命補佐，林副理事，由井副理事，原部長，迫田副理事，盛井部長，安井副理事，佐野副理事，三分一副理事，山内副理事，石田副理事，小山部長，松永部長（代理），眞田部長，畑尾部長，郷原部長，西村部長，下田部長，太呉学長秘書室長，江頭法学部長，千田経済学部長，秀医学部長，岩永総合科学研究科長，久保田文学研究科長，瀧社会科学部研究科長，楯理学研究科長，加藤先端物質科学研究科長，河原工学研究科長，三本木生物圏科学研究科長，秋野法務研究科長，藤原人事委員会委員長，山崎評価委員会委員長，仁科女性研究活動委員会委員長

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

（第67回広島大学経営協議会議事要録について）

平成30年9月13日開催の経営協議会議事要録について，原案のとおり承認された。

（議事1）

● 平成30年12月期役員の期末手当に係る業績勘案率及び支給額について

（越智学長提案，説明，別紙1）

◇ 役員に支給する期末手当の支給額について，役員報酬規則第7条第5項の規定に基づき，学長及び理事は，役員の期末手当に係る取扱要項第3第1項の規定により学長が作成した役員評価表を基に，経営協議会の議を経て決定した業績勘案率に基づき算出することとする。また，監事（常勤に限る。）に支給する同期末手当の支給額については，監事が作成した業務執行状況書等により，業績を勘案の上，経営協議会の議を経て決定することとする。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認した。

（特に質疑応答なし）

（議事2）

● 平成30年度補正予算について

（越智学長提案，山田理事（財務・総務担当）説明，別紙2）

◇ 平成30年度当初予算（平成30年3月16日経営協議会及び役員会承認）及び平成30年度補正予算（平成30年6月20日経営協議会及び役員会承認）の編成後，状況の変化により収入及び支出の増減が見込まれることから補正予算を編成することとする。

また，現時点での平成30年度の決算見込みについて，収入見込みと支出見込みによる決算残見込みとして，平成29年度決算額から増額となる見込みである。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

なお、次の補足説明があった。

- ◇ 大学分の決算残見込みの内訳にある目的積立金については、オープンイノベーション拠点を作る予定にしていることや、クロスアポイントメントで情報科学に関して海外からの先生を招くためのゲストハウス又はゲストルームを新築することを考えている。また、指定国立大学法人を目指すことになると、経常経費における寄附金の割合が非常に大きくなることから寄附金を出来るだけ使うことにした結果でもあること、卓越大学院に採択され、学内のある部門は支弁しなければならないところもある。

(特に質疑応答なし)

(議事3)

● 就業規則等の改正について

(越智学長提案，山田理事（財務・総務担当）説明，別紙3)

- ◇ 人事制度の改正に伴い、次に関する規則等を改正することとする。
 - 1) 人事院勧告への対応
 - 2) 広島県の最低賃金の改定への対応
 - 3) テニユアトラック制度の見直し

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、各事業場の過半数代表からの意見書を付して、役員会へ付議することとした。

また、次の質疑応答が行われた。

- ・ テニユア審査について
- ・ 人事院勧告への対応について

(報告1)

● 平成30年度部局組織評価における論評について

(越智学長報告，資料1)

- ◇ 本年9月に実施した平成30年度部局組織評価における論評を取り纏め、今後、部局での対応、学長ヒアリングを実施し、来年3月27日開催予定の経営協議会で意見を伺う予定である旨、報告があった。

(特に質疑応答なし)

(報告2)

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(越智学長報告，資料2)

- ◇ 今年度開催（第64回）の経営協議会及び意見交換会において、学外委員から指摘された事項への対応について、報告があった。

(特に質疑応答なし)

以 上